

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認等（住民訴訟）請求事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

準備書面1の要旨

令和4年1月27日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



弁護士 葉 狩 陽 子



- 1 一般社団法人美ら島財団の管理責任は、火災原因に関するもの、初期消火の失敗に関するもの、消火活動の不全に関するものなどがありますが、本日陳述した準備書面1は、一般社団法人美ら島財団の火災原因に関する管理責任を追及するものです。

本書の前半部分は、首里城火災の出火原因の特定に関するものです。那覇市消防局は、首里城火災の全容解明に向けた火災調査を行った結果、「出火原因については不明とする。」と結論づける火災報告書を取りまとめています。しかし、これとセットで作成された火災原因判定書を丹念に読むと、出火の可能性は唯一「後付けコンセントに接続された延長コードからLED照明のスイッチ部分までの、電圧が印加していた部分で何らかの電氣的異常が」生じたことに絞りこまれていることが分かります。

出火原因判定書は、まず、出火した建物を「正殿」とであると判定し、続いて出火場所について「正殿1階北側東より付近」とであると特定します。その上で出火原因の可能性のあるものとして、たばこによる失火、放火、そして電気系

統の異常の3つをあげて個別に検証しているのですが、まず、防犯カメラの画像などからたばこ放火の可能性は否定され、次いで、電気系統の異常についても、イベントで使用する電機機器及び配線、分電盤、送風機、ハブボックス、天井照明、屋内配線、正殿裏リフトについては、実際に出火原因となった可能性が科学的に否定され、唯一「後付けコンセントに接続された延長コードからLED照明のスイッチ部分までの電圧が印加していた部分」だけが、「何らかの電氣的異常があり、出火原因となった可能性が考えられる」として絞りこまれています。しかしながら、「発掘した物件や出火建物全体の損傷が激しく、発火源であると判断できる物的証拠及び着火物や延焼媒体となる物については特定できないこと」を理由にして「火災原因については不明とする。」としているのです。

- 2 ところで、いわゆる東大ルンバール事件の最高裁判決は、訴訟上の因果関係の立証について、次のようにいっています。それは「一点の疑義も許されない自然科学的照明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を照明することであり、その判定は、通常人が疑問を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、それで足りるものである。」。

この「高度の蓋然性」の考え方に基けば、「LED照明と後付けコンセントに接続されていた延長コード」の位置が正殿1階北側東寄り付近という出火場所と合致すること、そして、観覧順路上に設置されていたLED照明の延長コードの設置状況が一般観覧者による引っ張り、踏みつけによる断線、皮膜の劣化による出火の危険が予見される杜撰なものであったことを踏まえて考察すると、訴訟上の立証においてこれをもって火災原因であると特定するに足る「高度の蓋然性」があったということができると思われます。

- 3 この延長コードとLED照明を設置したのが、一般社団法人美ら島財団でした。一般観覧者が撮影してネット上に上げている動画をみる限り、延長コードは市販の家庭用のものであり、壁際に固定されることもなく、順路上に放置されているように見えます。それは、いかにも仮設的で杜撰なものでした。また、

LED照明の電源を管理していた清掃員によれば、閉館後、LED照明のスイッチを切るだけで、プラグは抜いていなかったとのことでした。正殿の電気系統を統御するブレーカーは16あり、そのうち11は、21時30分になると自動的に遮断する安全プログラムに組み込まれていました。他の5つのものは24時間通電し、防犯カメラ等の機器に電気を供給していたのですが、LED照明の延長コードが接続していた後付けコンセントは自動的に遮断されないブレーカーに接続していたのです。後付けコンセントからプラグを抜かない限り、延長コードは通電しており、出火の危険に晒されていたのです。そこには、二重三重の、しかも極めて初歩的で重大な過失があったといわざるをえません。首里城公園の指定管理者として正殿の防火責任を負っていた一般社団法人美ら島財団の管理義務違反は否定することのできないものと思われます。

- 4 被告沖縄県知事の答弁書が提出されています。そこで被告は、火災が正殿内に急拡大した原因について、正殿の天井高が低く、防火区画がなかったことなどを挙げており、火災が延長拡大した原因についても、正殿や周囲の建築物相互の距離が近く、開口部が防火設備でない部分が多いことなどを主な要因としています。警備員らが火災に気づいた時点では煙が正殿内に拡散して火元に近づけなかったことをもって「警備員らによる活動に問題はない」としています。

これによれば、一旦、正殿で出火すれば、首里城は全焼する運命にあり、火災が拡大し、延焼が拡大することは不可抗力のごとくです。たとえ正殿内での出火があっても、火災が拡大しないように備え、万全を尽くすのが管理責任者の責任ではないのでしょうか。

原告らは、次回以降、初期消火を全うし、延焼拡大を阻止するためになすべき措置を一般社団法人美ら島財団が怠っていたことを論証する予定ですが、100歩譲って、被告の答弁書に一抹の真実があるとすれば、管理者が全うすべきだったことは、何よりも出火の阻止だったということです。皮肉なことに被告の答弁書は、一般社団法人美ら島財団が怠っていた義務と責任の重大さをますます際立たせるものだといっても過言ではありません。

以上